求職者に対するハラスメントの防止について

１　基本的な考え方

光市病院局は、求職者等に対するセクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど、各種ハラスメントの防止に努めます。

２　対象となる求職者等

求職者等とは、採用応募者、職場見学者、実習生その他求職活動に関わる全ての方を指します。

３　ハラスメント行為の禁止

求職活動等において、性的な言動、威圧的な言動、人格を否定するような言動、私的な交際の要求、その他求職者等に精神的又は身体的な苦痛を与える行為を行いません。

４　求職活動等に関するルール

面接や面談等は、各病院施設で行うことを原則とし、求職者等とのやり取りに、職員個人のメールアドレスやSNSを使用することを禁止しています。

５　相談窓口

求職者等からの相談及び苦情は、以下の窓口で受け付けます。

管理部 （医師を除く常勤職員）	経営企画課	0833-72-2728 keieikikaku@hospital.city.hikari.lg.jp
光総合病院 （医師・会計年度任用職員・職場見学者、実習生等）	総務課	0833-72-1000 hkr-gyoumu@hospital.city.hikari.lg.jp
大和総合病院 （医師・会計年度任用職員・職場見学者、実習生等）	総務課	0820-48-2111 yamato@hospital.city.hikari.lg.jp

６　相談後の対応及び再発防止

相談があった場合には、事実関係を確認の上、適切かつ迅速に対応します。

ハラスメント行為が確認された場合は、行為者に対して必要かつ適切な措置を講じ、併せて職員への教育、求職活動等に関するルールの見直し等を実施し、再発防止に努めます。

７　プライバシーの保護及び不利益取扱いの禁止

相談、事実確認等に関係した方のプライバシーを保護するとともに、相談又は調査への協力等を理由として、不利益な取扱いを行いません。

令和８年１０月１日
光　市　病　院　局